

フィリップ・サニャック著

「フランス革命における民事立法」(48)

Sagnac, P. *Législation civile de la Révolution Française* (48)

フランス近代法研究会

Groupe de Recherches du Droit Moderne Français

第2章

土地所有権 (1795年 - 1804年)

第1節

フランス革命期における土地改革立法に対する反動

所有権は、根底から覆された。すなわち、土地革命は、1789年の社会的な重要事項として明確に位置づけられていた。その正当性に基づいて革命運動は、尊重すべき諸権利を廃止し、嘆かわしい混乱を引き起こした。領主制度は、非常に複雑であったので、メルランやトロンシェのような最も学識豊かで最も穏健な法律家たちでさえいくつかの過ちを犯すこともありえたのである。さらに、立法議会および国民公会の議員たちも、あらゆる封建制を破壊するために、疑う余地のない諸権利を廃止し、実質よりも外観を優先させることさえしてしまった。しかし、1795年以降、人々は革命期の法律を吟味し始め、すべての瑕疵を発見しようと努め、その存在意義が、尊重すべき諸権利の軽視や「忌まわしい恐怖政治の専制」にのみ由来するすべてのものを直ちに廃止しようと望んだ。元老院および五百人会の議員たち、総裁たち、彼らを動かしていたのは、正義感よりはむしろ国家の利益であった。かつてないほど政府は金銭を必要としていた。財政問題が表に出てくれば、国家の精神的な支配力は、物質的で、差し迫った、また仮借のない利害の陰にかくれてしまう。あらゆるものの価値が下がる。政治上の特性や習俗、あらゆるものが萎縮する。そして、世界に対するフランスの影響力だけが残る。こうして、国家はその場しのぎの方策に走ることになる。国家は引き続き国有財産を用いて、金銭を調達しようとする。しかし、買い手の数は以前より少なくなり、また誠実に払おうとする者の数も減ってきた。結局、国家の収入源は、少しずつ枯渇

していく。そこで、政府は、憲法制定議会、立法議会、そして国民公会のすべての法律によって受けた損失を算定してみた。その結果、政府の収入となるべき総額を推計すると、上土権者が支払うべき地代が1億2千万、地上定期金が400と出た。政府は、既得権を考慮することなくすべてを請求することにした。

I 所有権の移転を伴わない貸借契約

まず第一に、革命家たちは、1789年から1793年まで所有権の移転を伴わない貸借を買戻し可能な契約の中に入れてきた。ある種の永代貸借契約は、賃借人に用益権のみを与えたものがあつた。例えば、ロワール・アンフェリエール県の《*bail à complant*》、ラングドック（地方）の《*bail à locatairie perpétuelle*》、さらに一時的な貸借である上土権（*domaine à congément*）は土地の譲渡をまったく伴わないものである。以上がまずもって是正すべき最初の不公平であつた。

まず、上土権契約（*domaine congéable*）。1792年8月27日の法律は、定額の地代と引換えに上土権者へ土地所有権を移転した。ついで、最初の不正が十分ではないかのように、国民議会はこの地代を補償することなく廃止した。その契約には、封建制度の最も軽度の兆候が含まれていたからである。その結果、バ・ブルターニュ地方の大多数の所有者の地代債務が単純に消滅した。総裁政府は、常に資金が不足しているため、五百人会に対して親書を送った。すなわち、「相当数の家長を破滅させ、1790年の価値にして1億2000万と評価される損失を共和国にもたらした法律を見直す」ように促すものであつた。その親書には財務大臣からの覚書が添付されていた¹。そこで、それ以前の諸法律は、元老会と五百人会の両院で審議された。五百人会では、すでにトロンシェが憲法制定議会の議員たちにそうしたように、報告者となったルムルールが、上土権契約の二重性を明快に論証した。すなわち、この契約は、地上建物ほか工作物の一時的売却と土地利用の両面からなり、何ら封建的な要素を含んでいないと結論づけた。そうでなければ、「至るところに封建制が見出されることとなり、この驚くべき発見により、それこそすべての人間同士の合意がひっくり返されてしまうだろう」²。上土権者は、1792年、単なる定期金（の買戻し）と引換えに土地の所有権を取得するに至った。次いで、1793年の法律は、この定期金買戻しの支払いを多くの者に免除した。そして、その支払義務を負っていた者に関しては、「彼らは、アッシニアの信用失墜により、非常にわずかな代価で多額のアッシニアを手に入れることが容易となり、1キ

¹ 総裁政府の五百人会宛ての親書（共和暦4年収穫月15日）、財務大臣の覚書付き、Arch.nat.,AD iv,18. Baux et fermages,t.89,n° 18.（原書331頁1）

² Lemerer, *Rapport* (23 frimaire an V), ADXVIII c, t.391.

ンタル（100kg）の小麦の売却により、4 キンタルの定期金元本を償還するだけの資金が得られるような時機の到来を待ち、たいへん安上がりに支払義務を果たすことに成功したのである。これらの帰結をもたらした 1792 年法、自らが手掛けた同法への厳しい批判に対し、ボアンは黙ってやり過ごすことができなかった。彼は、上土権の全歴史、諸領主のいや増す暴政と篡奪をたどり直す本格的な論説により、立法議会議員のデクレ（1792 年法）を擁護しようと試みた。ボアンは、そこで本質的に封建的性質を有する契約の中で作用する封建的専制を告発したのであった³。しかし、五百人会、次に元老会は、10 人ほどの議員の発言と報告者であるトロンシェの意見を聴取したのち⁴、躊躇することなく憲法制定議会の立法に戻った。共和暦 6 年霧月 9 日（1797 年 10 月 30 日）のデクレは、立法議会のデクレを廃止した⁵。五百人会は、さらに踏み込んだ。五百人会は、1792 年のデクレに基づいて下されたすべての判決を無効であると宣言した。その宣言は、遡及効を有していたから、あらゆる不都合を伴った。上土権者から土地を購入した第三者の利益を保護する必要がある。元老会の理解するところはそれである。元老会は、五百人会の解決策（1798 年 8 月 5 日）を斥けた⁶。しかし、判例は統一されていなかった。ある裁判所は、共和暦 6 年の法律は遡及効を有すると解し、上土権者が 1792 年のデクレ以後に行った買戻しを無効と判示し⁷、またある裁判所は、共和暦 6 年の法律がすでになされた買戻しについて何も定めていないことに鑑み、買戻しの効力を維持した⁸。上土権者たちは、共和暦 6 年霧月 9 日のデクレに対して大いに異議を申し立てた⁹。五百人会はそれらの異議を拒絶したが、総裁政府は係属中の事件の判決を早める措置を講じた¹⁰。

上土権による一時的貸借の次に、永代貸借が議論の対象となる。永代貸借は、所有権が上土権者に移転していると解する学説があるが、これには疑義があり、論争中である。二種類の永代貸借、すなわち、《bail à complant》と《bail à locatairie

³ 共和暦 5 年雨月 25 日の五百人会の審議においては、ボアンが攻撃を受けた。彼は反撃した。Cf. Bohan, *Opinion*, 208 pp., ADXVIII c., t. 391.

⁴ Tronchet, *Rapport*(12 vend.an VI),74 pp.AD xviii c.,t.451, および同巻の元老会における全発言者の議論。

⁵ *Duvergier*, x,106.

⁶ Décret 18 thermidor an VI, *Duvergier*, x,p.382.

⁷ Dalloz,*Répert.de Jurispr.*, t.xxx,pp.530-531,v° Dom.cong.,n°6. (以上、原書 332 頁 1・2・3・4・5・6)

⁸ *Dalloz,ibid.*, v° Dom.cong.,n°5. 破毀院 1828 年 7 月 16 日判決《共和暦 6 年霧月 9 日の法律は、1792 年 8 月 27 日の法律の廃止のみを規定しそれ以外についてはなにも説明をしていないのであるから、同法律は将来に向かってのみ廃止される。したがって、共和暦 6 年の法律は、1792 年 8 月 27 日の法律第 11 条に基づいてなされた買戻しについてはなにも定めていないのであるから、当該買戻しの効果はすべて存続する。》

⁹ Séance du 12 ventôse an VII, voy.l'arrêté suiv.

¹⁰ *Arrêté du Directoire*,13 germinal an VII (2 avril 1799). *Duvergier*, XI ,p.196.

perpétuelle 》に関して、論争が巻き起こった。

憲法制定議会および国民公会は、《 bail à locatairie perpétuelle 》に関しては土地の所有権を借主に移転させたものとみなし、地代債務の買戻しを命じるデクレを発し、目的不動産の完全な所有権を農民に移転させた。しかし、《 bail à locatairie perpétuelle 》は、そもそも所有権を移転するものであったらうか。それは、トロンシェが主張したことであった。つまり、報告者および五百人会のほぼすべての発言者が異議を唱えたのであった。デモランおよびプレ・ドゥ・ラ・ロゼール¹¹は、以下のとおり主張した。この貸借契約には譲渡は含まれておらず、憲法制定議会および国民公会は、借主に地代債務の買戻しを認めることにより「大量かつ歴史上例のない土地の強制収用¹²」という間違いを犯してしまったのであると。結論として、デモランは、共和暦2年草月2日のデクレと、明言はしていないが、同じく1790年12月18日のデクレ第2条を取り消す解決案を提出した。しかし、この解決案には、難点が2つあった。まず、第一に、彼らは、憲法制定議会の議員と同様に全国一律に取り扱おうとした。すなわち、彼らの理論は、ラングドックの判例に合致するものであるが、プロヴァンスの判例に反するものとなる。彼らは、この二つの地方の貸借契約を区別しなかった。そこでつねに一方に対して公正であれば、それと同じくらい大きな不公正を他方に対して生じさせていたことになる。もし、彼らがラングドックとプロヴァンスの双方にそれぞれ別の解決案を提案しないとすれば、誰もが認めるように、永続的な給付（地代の支払い）は、共和制下の法制度として存続しがたいのだから、可能な解決案は2つしかない。すなわち地代債務の買戻しか、あるいは借主の農民から土地を取り戻すことのどちらかになる。いずれにせよ貸主または借主のどちらかから土地（の所有権）を取り上げる必要がある。この2つの場合、ラングドックの借主だけは、どうしても不公平となる¹³。しかし、不公平のより小さな方を選択すべきである。憲法制定議会と国民公会の議員たちは借主を優遇した。総裁政府下の国民議会は貸主を優遇した。彼らはラングドックの永続的借主と全く同様に、プロヴァンスの永続的借主からも、すべてを取り上げることにした。プロヴァンスの借主は、この小さな土地を取り上げられた。それは、彼と彼の先祖が何世紀にもわたって耕してきた土地であり、自分が所

¹¹ 共和暦5年霧月24日のデモランの報告書。プレの意見書（共和暦5年雪月12日）。プレはプタリックを引用している。すなわち、プタリックは「これは、厳密に言えば、両当事者間における土地の利用関係の細断である。」と述べている。AD xiii c., t.391.

¹² プレの意見書7頁。（以上、原書333頁1・2・3・4・5）

¹³ プロヴァンスの借主に対しては買戻しが義務づけられる。反対の選択をすれば、それは不公平となる。なぜなら、プロヴァンスの借主は所有者なのであるから。

有権を持ち、あるいは所有権を持っていると信じていた土地であった。彼は、貸主がある日、別の貸主に取って代るような単なる小作人にすぎなくなってしまった。メオールとサン・マルタン¹⁴は、解決案に強く反対した。彼らはトロンシェの権威に頼り、彼のように、「永続的な用益権は乱暴な考えであり」¹⁵、収益権から永続的に分離された所有権を考えることはできないし、最終的には、不都合を伴わない解決策はなく、すでに施行されている最初の解決策にとどまる方がよいとした¹⁶。これらはとても賢明な演説ではあったが、以前の法律に対する反動に引きずられ、五百人会は、永代貸借に関する共和暦2年草月2日のデクレを廃止した¹⁷。一つの誤りを避けようとしてもう一つの誤りに陥ったのである。

《bail à complant》(植栽用の土地貸借)に関する立法は、以上の諸権利と同様というわけではなかった。革命議会は、ぶどう畑の多様な地域の間で何らの区別も設けず、この契約のうちに常に画一的な性格を読みとった。革命議会にとってみれば、《bail à complant》は完全な所有権を移転するものであった。この学説上の見方が、(自然)法に適合的であり、ラ・ロシェルとシャラントの取引慣行に合致したとしても、その見方は(所有権移転のために一定の譲渡形式=公示を必要とする)北部ナンティスマン地方の取引実務には相反していた。国家は、ロワール・アンフェリユール県におけるぶどう畑の所有者であり、《bail à complant》は単なる収益権にすぎないと解することに利害関係があった。同県の中央行政府は、《bail à complant》によって貸与されたぶどう畑を競売にかけた。競落人らは、(国家からぶどう畑を譲り受けた所有者として)自己の収益が保障されるかどうか不安であった。(ラ・ロシェルやシャラントの慣習によれば、所有者であるはずの)耕作者らはぶどう畑の所有権を主張した。そこで、行政府やぶどう畑の多数の所有者が、立法院まで出向き、《bail à complant》が

¹⁴ Méaulle, *Discours* ; Sait-Martin, *Opinion* (12 nivôse an V), ADxvIIIc., t.391.

¹⁵ Mot célèbre de Tronchet, rapporté par Saint-Martin.

¹⁶ Sait-Martin, *Opinion*, p.5 「立法者は、契約の性質を変えてはならないといわれる。事物が正常な状態にあれば、それは正しい。しかし、立法者がこれまでとはまったく反対の制度に置きかえるためにある一つの制度を覆そうとしているときには、それは誤りとなる。・・・新しい立法には、永続的な定期金を容認してはならないという原則がある。したがって、そのような定期金を設定した契約を変える必要がある。・・・この場合、内容上の変更は不可避である。若干の利益を損なうことはどうしても必要である。立法者は、二つとも不都合のある選択肢の間でどちらかを選択しさえすればよい。一方の案は、貸主より借主に有利に、また他方は、借主より貸主に有利になっている。憲法制定議会と国民公会が選んだのは、まさに借主有利の案(原文では、後者の貸主有利の案となっているが、本文の叙述と整合するように訳出——訳者注)だった。諸君らに採り上げていただきたいのは、まさにその解決策である。その理由は、すべての事物は完全無欠ではないということと、さらに、前者の案に基づいた法律がすでに施行されているからである。」(以上、原書334頁1・2・3・4)

¹⁷ Résolution du 17 thermidor an V. Décret 9 brumaire an VI., art.1^{er}.

行われる同県では、所有権は決して借主には移転しない旨を証明する公知証書 (actes de notoriété) を持ち込んだ。このことは五百人会 (共和暦 6 年、余りの第 1 日^①) の委員会報告者が示したとおりである¹⁸。共和暦 8(1799)年ブリュメール 18 日、ナポレオンによるクーデタが発生した。(総裁政府から統領政府に移行させる) デクレは、まだ発出されていなかった。国務院は、財務大臣の報告に基づき、立法院に法律を提案することは無用であるとの見解を表明した。《bail à complant》(植栽用の土地貸借) は、ラ・ロシェルでは所有権が移転しているが、ナンティスマン地方では移転していないことが明白であった。ロワール・アンフェリユール県では、土地の賦課租の義務を負いそれを支払うのは貸主であり、借主ではなかった。そして、このことは、《bail à complant》が貸地であることを示す特徴であるが、それは、17 世紀および 18 世紀の古法時代の貸借によって強固なものとなってきた¹⁹。そこで、ナンティスマン地方の貸主は奪われた所有権を回復した。そして、亡命貴族や聖職者たちに代わった国家は、自らの権利を復活させた。

II 地上定期金。1793 年 7 月 17 日のデクレに反対する試み

第二には、革命家たちは、定期金が封建制度のかすかな痕跡を残すものであることから、所有権が移転している貸借契約について定期金の買戻しを認め、次いで補償なしに定期金を廃止した。地上定期金の多数の所有者、とりわけ国家は、甚大な被害を被った。これが、是正すべき第二の不公平であった。

総裁政府が五百人会に対して上土権に関する法律の見直しを求めた親書では、暗黙裡に地上定期金と 1793 年 7 月 17 日の法律にも触れていた²⁰。五百人会は、財政委員会に対して報告書を提出するよう付託した。共和暦 5 年風月 18 日、トレイヤールは、同僚議員たちに対し、旧体制下の所領、教会または亡命貴族に由来し、国家に支払われるべき地上定期金は、歳入として 2000 万を超え、資産としては 4 億に達すると公表した。そして、彼は、1793 年 7 月 17 日および 10 月 2 日の国民公会の法律を取り消すことを目的とする解決案を提案した。これらの法律によれば、領主権というかすかな痕跡によって汚された地上定期金が補償なしで撤廃されることになる²¹。それゆえに、彼

¹⁸ Boulay-Paty, dép. de la Loire-Inférieure, *Rapport*, Bibl. nat., Le⁴³ 2335. メルラン (Merlin, *Répert.*, v^o Vigne, t. XXXVI, p.155) がこの報告を要約している。(以上、原書 335 頁 1・2)

¹⁹ 国務院の見解 (共和暦 8 年熱月 4 日、1800 年 7 月 23 日) *Duvergier*, XII, 260.

²⁰ 同様に、共和暦 5 年熱月 4 日 (1797 年 7 月 22 日) の親書も参照。 *Moniteur*, fol., t. XVII, p. 1239. 総裁政府は、最終的にその場しのぎの方策にたどり着いた。「賦課租付きの土地から、封建的でない地上定期金から引き出しうる財源はまだ手付かずのままである。」

²¹ 財政委員会の解決案 (共和暦 5 年風月 18 日)。 *ADxvIIIc.*, t. 451. (以上、原書 336 頁 1・2・3)

は、前述の法律は不公正であり、廃止されるべきであると考えていた。翌熱月、新財政委員会は、この問題を再び取り上げ、オザンが報告書の作成を託された²²。ところが、その時方針が変わった。オザンが取り消そうとしたのは、もはやそれらの法律ではなかった。彼は、それらの法律についてなされた誤った解釈を破棄することを望んだ²³。国民公会は所有権を攻撃しようとしたわけではないと考え、「国民公会の法律の施行方法を提示しようとしただけなのだ」と彼は主張した。デュシェーヌのまことに明快な演説にもかかわらず、五百人会と総裁政府で支配的だったのは、この意見だった²⁴。立法から誤った解釈を除去するだけであると本心を偽って、人を信じさせることによって、それと気づかれずに、またあまりに言い過ぎず、過去に回帰しようとした。しかし、国民公会の法律の擁護者たちは、封建制の復活であり、また農村に不和の種を播くことになると、声を荒立てて強く非難した²⁵。他方では、委員会の案では不十分だとして、1793年の法律とすべての解釈デクレの無条件の廃止を求め、1792年8月25日の立法議会のデクレに戻ることを要求した²⁶。五百人会は、この3つの解決案の間で態度を決めかねていた。審議が再開されたのは実月18日以降であった。オザンが自らの説を繰り返した²⁷。五百人会は、この問題を特別委員会に送付し、共和暦8年ブリュメール18日が到来した。統領府は、レニエを代弁者として、すぐさま立法院にデクレの法案を提出した²⁸。しかし、護民院の委員たちは、自分たちが革命と連帯していると感じていた。護民院は、自由と平等の最も熱心な擁護者が避難する場所であった。7年前に廃止された地上定期金の全債務者に対し、3分の2を現金で、3分の1を整理

²² オザンの報告書（共和暦5年熱月14日）ADxvIIIc., t. 451. *Le Moniteur*, fol., t. XVII, p. 1272. *Moniteur*, は、その報告を伝えてはいるが完全ではない。国家に支払われるべき定期金の元本は、4億である。雪月1日以前の公債務登録台帳（*grand livre de la dette publique*）²²の記載に基づき、その5分の4が支払われ、残された5分の1については、二つの債務に分割され、6ヶ月ごとに現金で支払われる。

²³ オザンは裁判所を批判している。その中には誤った判断もあった。「それはさておき、法の精神はよりよく理解されるようになった。つまり、封建的部分と、純粋に土地に関わる部分とを区別することができたのだから。前者のみが本当に廃止されなければならないのである。」

²⁴ 五百人会宛、デュブラの意見書（15 therm. an V）、le 14 germinal an V、フアーブル＝ドゥ＝ロードはすでにこの意見を支持している。ADxvIIIc., t. 451. 参照、*Message du Directoire et rapport du Ministre des finances*（15 therm. an V）、*Moniteur*, fol., t. XVII, p. 1275. 「五百人会は、以下の真実を明らかにした。すなわち、地上定期金契約で封建的でないものが消滅したと見なされたのは、1793年7月の法律を誤って解釈したからに他ならない。」

²⁵ Gay-Vernon, *Motion d'ordre*（21 fructidor an V）, ADxvIII c., t. 451.

²⁶ Duchesne, *Opinion*（15 therm. an V）, *ibid.*

²⁷ 11 prairial an VI, *Moniteur*, fol., t. XIX, p. 1019. 「地上定期金契約について、見直そう。・・それらはいくつかの県で用いられ、またいかなる法律にも抵触していない。オート＝ヴィエンヌ県などでは、地上定期金が消滅したと見なされるべきではないか。なぜなら、若干の県では定期金の支払いを免れているのであるから。」（以上、原書337頁1・2・3・4・5・6）

²⁸ *Projet de décret*（18 ventôse an VIII）. A.P., 2^e série, t. I, 328. *Historique de la question par Duchesne, rapporteur au Tribunal, ibid., 374.*

公債 (tiers consolidé) で買戻代金の支払いを請求することにより、所有者の間で混乱を生じさせることしかできない法案をどうして支持することができるであろうか。ましてやこの法案が立法府のデクレより後退するとすれば、なおのこと支持できない。同法案は、①地上定期金設定証書 (titre constitutif)、または②占有事実確認証書 (actes possessoires) もしくは公簿から抽出された記録と一致する定期金の承認証書 (reconnaisances) のうち2通を提出することにより、これらの定期金の存在を証明するものとして認めていたのである。共和暦8年風月26日、護民院で空々しい議論があった²⁹。護民院の議員らは、口々に理性の言語を用いて論じ合った。かつて専制君主が啓蒙的イデオロギーを論じた際に用いたに違いないあの言語である。ほとんどすべての発言者が政府案に強く反対した。シメオンが言うには、「毎度のように、フランス革命を躍起になって糾弾する者がいる。この革命は、必然的であり、その不幸な出来事にもかかわらず偉大であり、それなくしては、われわれが、共和国を基礎づけ、保ち続ける榮譽に浴することはなかつただろう。」³⁰したがって、革命の成果を永久に台無しにしてやろうなどと欲してはならない。革命は、正義の追求を使命としながらも不正な行為にも手を染めてしまったかもしれない。しかし、「すでに犯してしまった不正義であれば、完全に忘れ去るべきものもある。なぜなら、その償いのためにもっと大きな災いを招きかねないからである³¹」。口頭での証明や事実確認を許容する法案を受け入れることは、利害関係を有する全市民を訴訟で争う当事者に変貌させることになるだろう。「そして、この民事上の争いの中にある社会は、正義(審判)を下す政府というよりもむしろ国家解体に近づくであろう³²」。護民院は、投票総数88票中59票の多数でその法案を否決した³³。そして、その翌日(共和暦8年風月27日)には、三統領は、立法院に対し、彼らが提案した地上定期金に関する法律案の取下げを思いとどまるように通告した³⁴。政府は、1803年にその法案を再び取り上げ、次いで1805年にもそうしたが、國務院が、常に執行権力の期待とは正反対の意見を表明し³⁵、国民公会の法律の効果をしばしば緩和した判例上の解釈を確定した³⁶。こうして、国民公会の立法に反

²⁹ *Ibid.*, 434-448.

³⁰ *Ibid.*, 438.

³¹ Gillet de Seine-et-Oise, *id.*, 441. —Pénières, 435.

³² Pénières, *id.*, 435 ; —Siméon, 437. (以上、原書338頁1・2・3・4・5)

³³ *A.P.*, 2^e série, t. I, 466.

³⁴ *Ibid.*, 447.

³⁵ 國務院の意見、共和暦11年雨月30日(1803年2月19日)および共和暦13年收穫月13日(1805年7月2日)。Duvergier, XIV, 118, XV, 265.

³⁶ 控訴裁判所および破毀裁判所は、サンス地代や他の領主諸税と同一の証書によって創設された地上定期金

対する総裁政府、統領府、そして帝国の相次ぐ試みは惨敗に終わった。ひとたび完遂された所有権移転は、単なるデクレを廃止するように簡単に廃止できるものではなかった。そこには、いかなる政府も無傷のままに侵害することができないほどに強力な利害と諸権利が存在したからである。

Ⅲ 五百人会（共和暦5年）および国務院（1804年）における買戻不能の永代貸借契約（*baux perpétuels irrachetables*）に関する審議：

さらに一歩進めて、古法時代の最も特徴的な土地制度である、買戻不能の永代貸借契約を復活させようとする要望もあった。この意図は、総裁政府の下においてすでに明らかであった。共和暦5年雪月12日（1797年1月2日）、プレ・ドゥ・ラ・ロゼールは、五百人会において、憲法制定議会が廃止した永代貸借（*baux à locatairie perpétuelle*）を復活させる必要があると主張する。永代貸借は、農業にとって有益なものであり、小作人は一般に考えられているような奴隷ではない。永代貸借の小作人は、「期間の定めのある小作契約の小作人よりも大きな自由と特権を享受している。彼は「農業の飛躍的發展に没頭することが可能であり、自分の最も好きな職業に従事している³⁷。」しかし、それは主要な論争とは無関係な提案であった。古法時代の永代貸借に回帰しようとする考えは、統領政府期においてのみ実現する可能性があった。南フランスの法律家たちは、その考えを認めさせようと努力する。1801年3月以降、破毀裁判所裁判官であり、民法典草案の起草者の1人でもあるマルヴィルは、第一統領に地上定期金貸借に関する覚書を送付した³⁸。ボナパルトは、土地の所有と耕作に関するすべての問題を重要視した。彼は、国務院評定官であるトゥレイヤール、ジョリヴェおよびドゥフェルモン³⁹の3人によって構成される委員会に原案を付託した。国務院は、永代貸借の復活を拒絶した。国務院の意見案では、この判断は「国民の要望に合致するもの」であり、永代貸借を復活させれば、社会に混乱をもたらすことになる」と記されている。第一統領は、国務院の意見に不賛成であったが、「国民の要望に合致するもの」であるとの文言を削除し、それを《*Bulletin des lois*》に登載した。このことは、ボナパルトがおそらくはまだ断念していないに違いない問題が何であるかを予見できるものであった³⁹。共和暦12年風月15日（1804年1月28日）、国務院の審議において、カンバセレスは、間近に迫っている民法典の公布前に、是非とも議論しておかなければ

を保存した。Johanet, *Dissert. sur les rentes foncières*, p.55. Arrêt Cass. 29 therm. an IV ; Arrêt Paris, 19 frim. an XI (*Duvergier*, VI, 26, note, colonne 2).

³⁷ Pelet, *Opinion*, (AD XVIII c., t.391) . (以上、原書339頁1・2・3・4・5)

³⁸ Napoléon, 書簡集 (*Correspondance*), t. VII, p.76. マルヴィル宛の手紙 (*Lettre à Maleville*)

³⁹ Thibaudeau, *Mém. sur le Consulat*, pp.176-177. Compar. Loqué, VIII, 90: opinion de Bonaparte.

ならない一つの問題があると注意を促した。それは、地上定期金の問題である。それについて延々と議論が重ねられた⁴⁰。一方では、プレ・ドゥ・ラ・ロゼールやマルヴィルのように、永代貸借の有用性を強調する者もいた。土地を手に入れるために必要な資金を持っていない耕作者たちは、耕作できる土地を見つけようとするであろう。すなわち、彼らの側からすれば、自分の所有地で生活することができない多くの耕作者たちは、かつてのように、地上定期金付で与えられるもの以上を望むことはないのである。南フランスの諸県においては、貨幣のやり取りが他の地域に比べてまれであり、地上定期金契約は1789年まで頻繁に行われており、「90年間という貸借契約は、(地上定期金付貸借とは異なり)ぶどうやオリーブの栽培事業に乗り出し、灌漑用の運河を建設し、段丘を取り除くためには十分な担保を与えるものではなかった。」これらの県においては、地上定期金付貸借契約は、農業を活性化し、農民階層の繁栄に寄与することになるであろう⁴¹。他方、トロンシェ、ポルタリス、ルニョーといった人たちと同じ考えを持つ者は、永代貸借は、もはや必要ではないと主張した。なぜなら、すでにフランスの国土の最大部分は耕作にゆだねられているからである。賃貸借期間については、27年間で十分であり、いわんや99年も認められれば申し分ないであろう。さらに、あまりにも複雑な規定を含む契約は、果てしない訴訟の原因となるのだから、これを存続させる必要はない⁴²。彼らは、さらに付け加えて言う。永続的な負担というのは耐えがたいものだ。「永遠という先行きの心おだやかならざる想いに苛まれ、終わりなき負担は、いかなる善によっても償うことができない悪と見なされるであろう⁴³」。ルニョーとクルテは、特に地上定期金を復活させることの社会的危険性を指摘した。貨幣価値の変動を免れるためには、土地所有者は現物で支払う定期金しか設定しないであろう。「彼らは、土地財産を自らが所有している村で、新しい支配的地位を創出するであろう」。そして、中世のように「2つの階層に分割された国民を目にすることになる」。一方は、余暇と富にめぐまれ、土地の生み出す生産物を平穩にまた「何の労苦もなく、手にすることができる階層であり、他方は、農奴として、税金と地上定期金の支払いのために最も厳しい労働にしばりつけられ、自らの汗をもってしても、家族の生活の糧を手に入れることができない階層である⁴⁴」。カンパセレスは、1790年の永

⁴⁰ Locré, VIII, 79.

⁴¹ Ibid., 81, 84. (以上、原書340頁1・2・3・4)

⁴² Locré, VIII, 83 (Tronchet) ; 89-90 (Bigot) ; 93 (Portalis) .

⁴³ Portalis, *Exposé de motifs*, *ibid.*, 98.

⁴⁴ Ibid., 88(Cretet); 92(Regnaud).

代地上定期金の廃止が、他の多くの問題と同様、一時的な措置に過ぎず、その問題が「国民議会によって原則であると判断されたわけではなかった」ことを証明しようとした⁴⁵。その統領(カン巴塞レス)は、革命期の立法を否認した。第一統領(ナポレオン)が介入し、地上定期金が国家にとって何らの利益にもならないことを示した⁴⁶。そして、ボナパルト、ポルタリス、トロンシェの意見が勝利するに至った。すなわち、この議論から、革命の原理は無傷のまま難を逃れた。立法者は、革命的伝統から逸脱したならば、いかなる利益の還元もなく国民の全体的精神(世論)に反することになっただろう⁴⁷。地上定期金は維持されたが、おおよそ30年後まで買戻しが可能であった。(あらゆる負担から解放された)土地の所有権の自由が勝利したのである。

最後に、革命に対する反動の成果を成就するため、国有財産の取得者まで不安に落とし入れようとしたわけではなかった。総裁政府は、その弱体さ、所有権を尊重させ信頼を得ることができない無力さにより、心ならずも国有財産取得者を心配させた。そして共和暦8年(1799年)ブリュメール18日後、財務大臣の判断により、共和暦5年風月28日の法律後の国有財産取得者によるアッシニア紙幣での支払いは、額面の30分の1の価値でしか認められないことになったのである。すぐさま抗議が殺到した。ルニョーは、國務院でこれらの(国有財産取得者による)弁済の結果として債務が残らず完済されたことを宣言するよう提案した。カン巴塞レスが応じて、それは「無償で犠牲を強いるものであり、公けの財産の着服横領」に等しいと答えた。しかし、取得者を不安に陥れ、過去に逆戻りし、おそらくは第三者に対してまで国庫が責任追及の手を伸ばすことを望む者はいなかった⁴⁸。政府は、同趣旨の命令(arrêté)を下し、国有財産の取得者に特別の税が課されるという風聞が流布していたので、(共和暦8年、1799年)霜月22日の憲法では、革命下に取得されたすべての所有権を無傷のままにしておくことがフランス人民の第一義的義務であることを宣言し、モニトゥール(官報)において周知するよう迫られた⁴⁹。

あらゆるこうした反動の動きを脱し、革命の大事業が勝利を占めた。反革命へと導く真面目な試みはすべて、新しい土地制度を確実なものとし、これを決定的な土台の

⁴⁵ Ibid.

⁴⁶ Ibid.,90.

⁴⁷ Portalis(99). (以上、原書341頁1・2・3・4・5・6)

⁴⁸ Thibaudeau, *Mémoires sur le Consulat*, 175.

⁴⁹ 共和暦8年霜月22日の憲法94条「フランス国民は、国有財産の売却が適法に成就したのちは、その土地の来歴がどうであれ、適法な取得者がその土地所有権を奪われることはありえない旨宣言する…」政府は、取得者が債務を果たすために設けられた期間を延長した(共和暦8年雨月18日)。(以上、原書342頁1・2)

上に基礎づけるだけに終わった。ただ、若干の第二次的な保有地のみは、法律家によって疑義が唱えられ、曖昧なところがあったので、ある地方の上土権や永代貸借、《*bail à complant*》のように、革命前への反動を受け入れたものもあった。地上定期金は、最も広く行われた土地の主要な保有形態であり、国民公会の立法により、常に規律されることとなった。判例は1793年の諸法律に従っていた。国有財産を所持する者は、明るい未来を信じることができた。政府は、彼らの所有権を保証し、彼らから目に見えない絶大な力をもらっていた。

革命のあとに生まれた政府のもとの、ほかにどうすればよかったというのだろうか。新しい土地制度を揺るがすことは、革命そのものを破滅させることであり、社会的政治的な意味での旧体制を復活させることであった。物事の古い秩序へ回帰することの恐怖は、ブリュメール18日のクーデタ後の政府にとって力となった。その恐怖心があったからこそ、愛国的な全市民、全所有者が、ナポレオン・ボナパルトの周りに集結したのである。旧世代における恐れと同様、旧体制への回帰に対する恐怖が、神を、救世主を創り出した。

訳注

① 共和暦 (*calendrier républicain*) フランス革命の山場のひとつ、1792年8月10日の王権停止後、共和政への移行による新しい時代の到来を告げる趣旨から、「隷属のモニュメント」とみなされたグレゴリウス暦を斥け、同年9月22日の秋分の日を起点として用いられた革命期独自の暦のこと。1年を12か月、1か月を30日に分かち、これに5日(閏年は6日)の補充日を加えた。季節ごとに各月の名称を挙げれば、秋は、葡萄月 (*Vendémiaire*)、霧月 (*Brumaire*)、霜月 (*Frimaire*)、冬は、雪月 (*Nivôse*)、雨月 (*Pluviôse*)、風月 (*Ventôse*)、春は、芽月 (*Germinal*)、花月 (*Floréal*)、草月 (*Prairial*)、夏は、収穫月 (*Messidor*)、熱月 (*Thermidor*)、実月 (*Fructidor*) からなる。詩人にして革命家ファールブル (*Fabre d'Eglantine*, 1750-1794年)らしい発案だが、国民の間でどのくらい浸透したかは疑問。今日では、かろうじて革命期立法の呼び名としてその名残をとどめる。

また、「草月」と「牧月」については、共和暦第9月 *prairial* の訳語は、手元にある11種類の仏和辞典の記述では、「草月」とするもの7種、「牧月」とするもの4種。同一辞書でも(スタンダード仏和辞典)、新版は「草月」、旧版は「牧月」とする。なお、「仏和大辞典」(白水社)のみ、「牧場の草を刈る季節に相当する」というコメントがある。

いくつかのテキストから拾い出すと、「フランス革命年代記」(J.ゴデシヨ)は牧月、

「フランス法概論」は草月、ミシュレ「フランス革命史」(下)はプレリアール(牧月)、箕作元八「フランス大革命史」(四)はプレーナル(牧場の月)、「フランス革命」(ポール・ニコル、クセジュ文庫)は、草月(プレリアール)、マチエ「フランス大革命」(下)は、革命暦の訳注に、プレリアール(牧月)は5月20日から6月18日まで、牧場に家畜を放つ季節の意味とある。

ちなみに、英語の辞書の記述は、すべて「フランス革命暦」とし、その9月は、牧月、草月と両訳語を併記する(ランダムハウス、リーダーズ、新英和大辞典などすべて併記)。

② 公債務登録台帳(*grand livre de la dette publique*)公けの負債(①パリ市の公債、②ルイ16世の治世下に契約された年賦払いの借入金債務、③1789年に廃止された旧体制下の売官職の償還から生じる債務、④アッシニャ紙幣による負債)を統合し、流通紙幣の一部を回収することにより、共和国の財政に対する信頼を取り戻すため、1793年8月24日、当時の財務委員長カンボン(P.-J. Cambon, 1756-1820年)の提案により、国民公会が創設したもの。そこには、国家の各債権者名と対照させ、国家が毎年受領すべき純収入が記載される。国民公会時代の最も重要な財政法のひとつと言われるが、それは、「公債務の明朗かつ合理的な会計の確立と並んで、旧公債証券の廃棄と流通紙幣の減少を図ろうとした時局救済立法」(J. GODECHOT, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, PUF, 3^e éd., 1985, p.392)としての面を併せもっていたと指摘される。

本稿の翻訳にあたっては、野田良之『フランス法概論』上巻(有斐閣、1960年)、J. ゴデシヨ(瓜生洋一他訳)『フランス革命年代記』(日本評論社、1989年)、*Grand Dictionnaire universel du X IX e siècle. Petit Robert II Grand Dictionnaire Encyclopédique Larousse.* を参照した。

また、訳文中()を付したものは、訳者が適宜補ったものである。

代表 加瀬幸喜(大東文化大学法学部教授)
今村与一(横浜国立大学名誉教授)
貴田 晃(大東文化大学名誉教授)
白石裕子(大東文化大学名誉教授)
森田悦史(国土舘大学法学部教授)